

根室市市民交通傷害共済Q&A

(R8.4.6 時点 根室市市民生活部生活環境課 作成)

Q1

加入者（運転者、同乗者）が、根室市外で事故にあいケガをした。住民票は根室市にある。

A

○ 対象
根室市外の事故であっても、対象となります。

Q2

加入者（運転者、同乗者）は6月に転居していたが、お盆に合わせて根室市に帰省した際に、根室市内で事故にあいケガをした。

A

× 対象外
根室市内の事故であっても、住所を移転し根室市民でなくなった場合は対象外となります。

Point!

加入期間中に住民票が根室市にある方が対象となります。

Q3

加入者（運転者、同乗者）が乗車する乗用車が、交差点を右折する際、対向車が来たため停車して待っていたところ、後方から来た車両に追突されケガをした。

A

○ 対象
道路上で運行中にあたるため、対象となります。

Q4

加入者（運転者、同乗者）が乗車する乗用車が、高速道路のサービスエリアで停車中、車内で飲食をしていた際に後方から来た車両に追突されケガをした。

A

○ 対象
道路上で運行中にあたるため、対象となります。

Q5

加入者（運転者・同乗者）が勤務中、会社の敷地内で事故を起こし、その影響でケガをした。

A

× 対象外

道路上ではなく、運行中にも当たらないため、対象外となります。

Point!

道路上とは、「不特定多数の人が自由に通行できる場所」で、道路以外にも駐車場や園路等も該当する場合があります。そのため、個人の敷地内は基本的に対象外ですが、通路は対象となる可能性があります。

Q6

加入者（運転者）が運転する自転車が、交差点で信号待ちをしていた際に、後方から来た鹿に追突されケガをした。

A

○ 対象

道路上で、運行中にあたるため対象となります。

Q7

加入者（運転者）が停車している自転車にまたがり、道路上で友人と会話をしていたところ、後方から来た車両に追突されケガをした。

A

△ 場合によっては対象外

道路上で、運行中にあたるため対象となります。ただし、加入者が明らかに車両の通行を妨害していた場合は、対象とならない可能性があります。

Point!

自転車も対象となります。

車両対車両ではなくても対象となります。

Q8

加入者が事故にあい、病院で検査を受けたところ、病気が見つかり入院することとなった。

A

× 対象外
交通事故を起因とする外傷が対象となります。

Q9

加入者（運転者・同乗者）が事故にあったが、その際、運転者は飲酒をしていたことが警察の検査で判明し、同乗者もその事実を知っていた。

A

× 対象外
道路交通法に規定する違反をした場合は対象外となります。

Q10

加入者（運転者・同乗者）が事故にあったが、その際、運転者は運転免許停止処分中であったことが警察の調査で判明した。

A

× 対象外
道路交通法に規定する違反をした場合は対象外となります。ただし、同乗者が運転免許停止中であったことを知らなかった場合は対象となる可能性があります。

このほか、不明な点については根室市市民生活部生活環境課交通市民生活担当までお問い合わせください。

TEL0153-23-6111 番（内線 3152・3153）